

三鷹市農業振興計画2022(第3次改定)

平成31年3月

三鷹市

『三鷹市農業振興計画2022（第3次改定）』について

この度『三鷹市農業振興計画2022』を改定いたしました。

本計画は、平成27（2015）年の「都市農業振興基本法」施行等を踏まえて平成28（2016）年3月に第2次改定を定めましたので、今回は第3次改定となります。

都市農地は、平常時には農業者の皆様が生産する新鮮な野菜、果物、卵等をはじめ、緑化推進に不可欠な植木や花等の農産物によって、市民の皆様の日常生活に重要な役割を果たし、さらに屋敷林の緑は、癒しの空間をつくりだしています。

そして、ひとたび災害が発生した時には、市民の皆様の一時避難場所や火災の延焼防止の空間を地域に提供する役割を持っています。このように農地、農業、そして農家の佇まいは、地域社会において多面的で公益的な機能を有することから、これらを守るとともに次世代に継承する仕組みをつくることは大変に重要なことです。

これまで、第2次改定に位置付けた各種事業については、「都市農業振興基本計画」が策定されるまでの間、同法の基本理念に即して推進することとしていました。

しかしながらこの間、都市農業をめぐる国の制度が大きく変化してきました。たとえば、平成28（2016）年5月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、これを受けて平成29（2017）年の「生産緑地法」の改正により、「生産緑地地区の指定要件緩和」が実現するとともに、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。さらに、平成30（2018）年9月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されたことにより、生産緑地が貸借しやすくなるなど、都市農地を保全し、そして都市農業を振興するための様々な法制度の制定や改正が行われました。

そこで、これら新たな法制度をいち早く三鷹市の農業施策に反映させるため、平成31年度（2019年度）に予定している『第4次三鷹市基本計画』の第2次改定に先駆けて本計画を改定いたしました。

三鷹市は、本計画第3次改定を通じて、都市農地・都市農業の役割を明確に位置づけ、重要課題である農地保全と農業振興に向けて、農業者の皆様を含む幅広い市民の皆様、関係者の皆様のご理解とご協力を得て事業展開を図ってまいります。

平成31年（2019年）3月

清原慶子

目 次

第1部 総論

第1章 計画の前提

- 1 計画の目的…………… 1
- 2 計画の位置づけと関連計画等との関係…………… 1
- 3 計画の目標年度…………… 3
- 4 計画の推進…………… 4

第2章 三鷹市農業の現状と課題

- 1 三鷹市農業の現状…………… 5
- 2 三鷹市農業の課題…………… 15

第3章 計画の基本的な考え方と施策体系

- 1 計画の基本的な考え方…………… 21
- 2 基本目標…………… 22
- 3 農業振興のための施策…………… 28

第2部 各論

第1章 農地の保全と利用の推進

- 1 基本的な考え方…………… 31
- 2 体系図…………… 32
- 3 施策の展開…………… 33

第2章 魅力ある都市農業の育成

- 1 基本的な考え方…………… 36
- 2 体系図…………… 36
- 3 施策の展開…………… 37

第3章 市民と農とのふれあいの場の提供

- 1 基本的な考え方…………… 41
- 2 体系図…………… 41
- 3 施策の展開…………… 42

第4章 推進体制の整備

1	基本的な考え方	44
2	体系図	44
3	施策の展開	45

第 1 部 総 論

第1部 総論

第1章 計画の前提

1 計画の目的

都市農業は、新鮮で安全な農産物を市民に提供するとともに、農業を通じて自然、歴史、文化とのふれあいを提供するという役割を果たしています。しかし、都市農業を取り巻く環境は、市街化の進展による農地の減少、農業従事者の高齢化など、厳しいものがあります。このような環境変化に対応するために、「農業基本法」の見直しが行われ、平成11年には「食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」が制定されました。新たな基本法は、食料の安定供給とともに、農業の持つ多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的発展に力点を置いています。またこの法律は、農業者等に食料の安定供給や農業の持続的発展に主体的に取り組むことを求めるとともに、国の施策が及ぶことが少なかった都市農業の振興を、国の責務として明記したことが特徴であり、21世紀に入り都市農業の役割は一層重要になっています。

その後、平成27年には都市農業振興の基本理念等を定める「都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）（以下「基本法」という。）」の制定により、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべきことが定められ、以降、生産緑地の貸借を行いやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）」の制定をはじめ、生産緑地地区指定の要件緩和のための「生産緑地法（昭和49年法律第68号）」の改正やハウス内で農作物の高度な栽培方法を可能とするための「農地法（昭和27年法律第229号）」の改正など、都市農地を保全及び都市農業を振興させる様々な法制度が整備されています。

この三鷹市農業振興計画2022（第3次改定）（以下「本計画」という。）は、このような都市農業の環境変化に対応し、前計画の達成状況を踏まえ、農業者、市民、市が協働で「農のあるまちづくり」の施策を推進することを目的とします。

2 計画の位置づけと関連計画等との関係

本計画は、国の基本法、「食料・農業・農村基本法」、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第26号）」及び「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」の主旨を踏まえて策定するものです。また、東京都が策定する「東京農業振興プラン」、「東京都農業振興基本方針」及び三鷹市の基本計画・その他関連諸計画との整合・連携を図りながら策定します。

各法律・計画等との関係は次のとおりです。

(1) 都市農業振興基本法

本計画は、基本法における、三鷹市の地方計画（※）を兼ねるものとします。

（※）地方計画：基本法第10条で「地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされており、三鷹市においては、本計画をこの地方計画として位置付けるものとします。

(2) 食料・農業・農村基本法

本計画は、「食料・農業・農村基本法」における第36条2項の都市農業の位置づけと第8条による自治体の責務を踏まえて策定します。

(3) 農業経営基盤強化促進法

本計画は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく「三鷹市農業基本構想」として策定するものであり、効率的かつ安定的な農業経営を営む農業者への支援、育成を図るための計画です。

(4) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

本計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として策定するものであり、地域の消費者ニーズに合わせ、地域の農産物を地域で消費しようとする気運を高め、農業者と消費者との関係を密にした「地産地消」の取組を促進するための計画です。

(5) 気候変動適応法

本計画は、「気候変動適応法」における第4条の地方公共団体の責務を踏まえて策定します。

(6) 東京農業振興プラン及び東京都農業振興基本方針

本計画は「東京農業振興プラン」及び「東京都農業振興基本方針」を踏まえ、連携して施策展開を図るものとします。

(7) 第4次三鷹市基本計画

本計画は、「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」の第IV編「第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる」のうち「第2 都市型農業の育成」の施策を具体的に推進するための計画であり、本計画に位置づけた事業は各年度予算に反映させていくこととします。

(8) 三鷹市土地利用総合計画2022（第1次改定）

「三鷹市土地利用総合計画2022（第1次改定）」は、三鷹市の土地利用とまちづくりの基本的な指針、ハード系の個別計画・事業の総括的な計画であり、農地の保全と活用を位置づけていることから、連携して施策を進めるものとします。

(9) 三鷹市緑と水の基本計画2022

「三鷹市緑と水の基本計画2022」は、緑と水の公園都市を実現するための方策を緑と水の観点から明らかにする総合的な計画であり、緑と水のまちづくりに関するマスタープランであるとともに、都市農業をまちづくり施策の重要な要素として位置づけていることから、連携して施策を進めるものとします。

(10) 三鷹市景観づくり計画2022

「三鷹市景観づくり計画2022」は、三鷹固有の地域資源を守り、活かした質の高い、総合的なまちづくりを推進するための計画であり、三鷹の原風景である農の風景の保全を図るとともに、農の風景と調和したまち並みを誘導するための「農のある風景保全地区」制度の活用を検討していることから、連携を図り、体系的・計画的な施策を推進します。

なお、東京都は平成23年8月1日施行の「農の風景育成地区指定運営要綱」に基づき「農の風景育成地区」制度を創設しています。

(11) 三鷹市産業振興計画2022

「三鷹市産業振興計画2022」は、市内の事業所などの振興策を推進することで、市内産業の活性化を図るための計画です。この計画では、農業者と商工業者が連携した6次産業等の新サービス・商品の開発等の取組などを明記しており、農業についても重要な産業として位置づけていることから、連携して施策を進めるものとします。

3 計画の目標年度

本計画は、第4次三鷹市基本計画（第1次改定）との整合を図るため、目標年度を平成34（2022）年度とします。また、本計画の見直し時期については、東京都農業振興基本方針の変更時期（概ね5年ごと）に配慮しつつ、第4次三鷹市基本計画との整合を図りながら見直すものとします。

(1) 三鷹市農業振興計画2022（第1次改定）

三鷹市農業振興計画2022が農業経営基盤強化促進法に基づく「三鷹市農業基本構想」として位置づけられており、同法が一部改正されたことから、平成26年度に農業経営基盤の強化の促進に関する基本目標を改定しました。

(2) 三鷹市農業振興計画2022（第2次改定）

第4次三鷹市基本計画の改定に沿い、平成27年度に整合性を図る改定をしました。

(3) 三鷹市農業振興計画2022（第3次改定）

平成27年に施行された基本法に定める地方計画に位置付けるとともに、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」及び「生産緑地法」など都市農業を振興するための法制度の制定・改定に対応するために改定します。

4 計画の推進

三鷹市の農業振興施策は、市内農家の協同組合組織である東京むさし農業協同組合（以下「農協」という）に事業の多くを補助する形態で実施してきました。本計画の推進にあたっては、農家の自主的な努力を踏まえ、農協、市がそれぞれの役割を担いつつ、連携、協力し、農業委員会、東京都など関係機関・団体や市民などと協働して実施することとします。

また、平成27年の基本法の制定以降、生産緑地指定の指定要件緩和や生産緑地の貸借がより簡易になる制度が創設されるなど、都市農地を保全及び都市農業を振興するため様々な法制度が整備されたものの、三鷹市を含む都市農業は莫大な相続税の影響を受けることから、今後も都市計画法や相続税法の改正動向を注視するとともに、都市農地保全推進自治体協議会の活動に参画することを始め、国に対し、都市農業・都市農地の役割を十分に訴え、将来においても都市農業が継続される仕組みづくりを求めます。その上で、関連する法律の改正後には適確な対応を行います。

第2章 三鷹市農業の現状と課題

1 三鷹市農業の現状

(1) 農業就業状況等の現況

ア 農家と農家人口

三鷹市の農家数は265戸（平成27年）、販売農家人口総数881人（平成27年）で市人口の182,092人（平成27年1月1日）の0.48%にあたります。農業センサスにおける農家分類によると、三鷹市は販売農家が204戸（77.0%）、自給的農家が61戸（23.0%）であり、他地域に比べて販売農家の比率が高いことが特徴です。販売農家では、主業農家が76戸（28.7%）で最も多く、次いで準主業農家が69戸（26.0%）を占め、他地域に比べても主・準主業農家の比率が高くなっています。また、65歳未満の農業専従者がいる農家の比率は主業農家では27.2%と他地域に比べて高く、若い世代の担い手が中核をなしている状況がうかがえます。

*各数値については、統計上把握できる最新のデータを利用している。

三鷹市の農家分類

(単位 農家数:戸 農家人口:人)

地域別	総数	販売農家	主業農家		準主業農家		副業的農家	自給的農家	販売農家人口総数 人/戸
				65歳未満専従者がいる		65歳未満専従者がいる			
三鷹市	265	204	76	72	69	56	59	61	881
	100.0%	77.0%	28.7%	27.2%	26.0%	21.1%	22.3%	23.0%	4.32
東京都	11,222	5,623	1,871	1,708	1,512	1,075	2,240	5,599	20,996
	100.0%	50.1%	16.7%	15.2%	13.5%	9.6%	20.0%	49.9%	3.73
区部	1,455	849	291	275	314	235	244	606	3,588
	100.0%	58.4%	20.0%	18.9%	21.6%	16.2%	16.8%	41.6%	4.23
市部	8,018	4,026	1,381	1,258	1,107	790	1,538	3,992	15,638
	100.0%	50.2%	17.2%	15.7%	13.8%	9.9%	19.2%	49.8%	3.88
町村部	1,749	748	199	175	91	50	458	1,001	1,770
	100.0%	42.8%	11.4%	10.0%	5.2%	2.9%	26.2%	57.2%	2.37
島部	891	538	148	131	55	29	335	353	1,071
	100.0%	60.4%	16.6%	14.7%	6.2%	3.3%	37.6%	39.6%	1.99

2015年世界農林業センサス「新旧区市町村農業集落別総農家数」「区市町村専業別農家数(販売農家)」「区市町村年齢別農業就業人口(販売農家)」

主業農家：農業所得が50%以上で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家

準主業農家：農業所得が50%未満で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家

副業的農家：65歳未満の農業従事年間60日以上の方がいない農家

販売農家：家族経営体のうち経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

イ 販売農家の専兼業別状況

販売農家について専兼業別に見ると、第二種兼業農家が最も多く107戸(40.4%)、次いで専業農家が79戸(29.8%)、第一種兼業農家が18戸(6.8%)となっています。第2種兼業農家を地域別に比較すると、町村部を下回っていますが、区部及び市部の割合を大きく上回っています。

販売農家の就業人口は421人で1戸当たり2.06人となっています。65歳未満の就業者は225人で就業人口の53.4%を占めています。この比率は他の地域と比べても最も高くなっています。

専兼業別農家の状況

(単位 農家数：戸 農家人口：人)

地域別	総数	販売農家	兼業農家			自給的農家	販売農家の就業人口		
			専業農家	兼業農家			就業人口	うち65歳未満	戸当たり就業人口
				第一種	第二種				
三鷹市	265	204	79	18	107	61	421	225	2.06
	100.0%	77.0%	29.8%	6.8%	40.4%	23.0%	100.0%	53.4%	
東京都	11,222	5,623	2,613	444	2,566	5,599	10,986	5,250	1.95
	100.0%	50.1%	23.3%	4.0%	22.9%	49.9%	100.0%	47.8%	
区部	1,455	849	351	49	449	606	1,837	937	2.16
	100.0%	58.4%	24.1%	3.4%	30.9%	41.6%	100.0%	51.0%	
市部	8,018	4,026	1,806	346	1,874	3,992	8,117	3,950	2.02
	100.0%	50.2%	22.5%	4.3%	23.4%	49.8%	100.0%	48.7%	
町村部	1,749	1,506	456	49	1,001	1,032	363	100	0.24
	100.0%	86.1%	26.1%	2.8%	57.2%	59.0%	100.0%	27.5%	
島部	891	538	375	29	134	353	726	232	1.35
	100.0%	60.4%	42.1%	3.3%	15.0%	39.6%	100.0%	32.0%	

2015年世界農林業センサス「新旧区市町村農業集落別総農家数」「区市町村専兼業別農家数(販売農家)」「区市町村年齢別農業就業人口(販売農家)」
 専業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
 兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
 第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家
 第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家

(2) 農業就業状況等の推移

ア 専業農家、兼業農家の推移

専業農家及び兼業農家の分類では、昭和60年以降、農家総数が減少する中で、専業農家の増加が見られます。これは、農業継続の意欲のある農家と継続を断念する農家の分化が明確になってきている傾向と考えられ、専業農家の増加要因としては、生産緑地の指定による営農意欲の増進、農家の家族の新規就農などが考えられます。

生産緑地指定による農地の保全と、家族の新規就農による農業継続を、今後の三鷹市における傾向の一つとして捉え、農業振興方策を策定するための指針とする必要があると考えられます。

専兼業別の農家数の推移

(単位：戸)

年 度	農家総数	販売農家					自給的農家
		専業農家	兼業農家				
			合計	農業が主	農業が従		
昭和60年	437	437	5	432	42	390	
平成2年	400	400	8	392	57	335	
平成7年	369	369	13	356	64	292	
平成12年	339	262	54	208	44	164	77
平成17年	306	237	69	168	11	157	69
平成22年	297	222	100	122	26	96	75
平成27年	265	204	79	125	18	107	61
割合	100.0%	77.0%	29.8%	47.2%	6.8%	40.4%	23.0%
(比較)27年	11,222	5,623	2,613	3,010	444	2,566	5,599
東京都	100.0%	50.1%	23.3%	26.8%	4.0%	22.9%	49.9%

2015年世界農林業センサス「新旧区市町村農業集落別総農家数」
「区市町村専兼業別農家数(販売農家)」
三鷹市認定農業者資料「認定農業者数」

イ 農家人口と耕地面積の推移

平成22年から27年までの5年間に、農家人口は11.0%、農家戸数は10.8%、耕地面積は13.2%減少しています。耕地面積は、昭和55年から平成2年までは横ばいから若干増加する傾向にありました。これは、長期営農継続農地に対する徴収猶予制度の創設により農業継続条件が良くなったことや郊外地での宅地需要の低下等が要因と考えられます。一方、平成2年から12年までは、5年間で6～9%程度の減少が続いており、平成17年以降は、10%以上の減少もみられます。

また、農家戸当たり平均面積では、昭和50年代以降は農業を断念する農家が増加することにより、一戸当たりの耕地面積が増え、近年では50aを超える面積となっています。

農家人口と耕地面積の推移

年度	農家人口		農家戸数		耕地面積 (ha)					農家戸当たり平均面積 [a]
	人	増減率 [%]	戸	増減率 [%]	田	畑	樹園地	合計	増減率 [%]	
昭和50年	2,679	—	488	—	2.19	208.79	40.15	251.13	—	51.46
昭和55年	2,492	-7.0%	463	-5.1%	0.68	160.28	80.10	241.06	-4.0%	52.06
昭和60年	2,283	-8.4%	437	-5.6%	1.63	169.05	70.93	241.61	0.2%	55.29
平成2年	2,046	-10.4%	400	-8.5%	1.31	188.01	60.03	249.35	3.2%	62.34
平成7年	1,839	-10.1%	369	-7.8%	1.55	130.58	95.41	227.54	-8.7%	61.66
平成12年	1,676	-8.9%	339	-8.1%	2.23	127.27	77.22	206.72	-6.0%	60.98
平成17年	1,098	-34.5%	306	-9.7%	1.53	113.00	60.75	175.28	-15.2%	57.28
平成22年	990	-9.8%	297	-2.9%	1.55	97.38	62.28	161.21	-8.0%	54.28
平成27年	881	-11.0%	265	-10.8%	0.40	99.29	40.25	139.94	-13.2%	52.81
割合					0.3%	70.9%	28.8%	100.0%		
(比較) 27年 東京都	20,996	—	11,222	—	225.79	2,926.21	1,093.32	4,245.32	—	37.83
					5.3%	68.9%	25.8%	100.0%		

2015年世界農林業センサス「区市町村別年齢階層男女別世帯員数(販売農家)」「新旧区市町村農業集落別総農家数」「区市町村別経営耕地の状況(販売農家)」「区市町村別農家1戸当たりの耕地面積」

ウ 生産緑地の推移

生産緑地制度は、都市化の進展に伴い市街化区域において、緑地機能等の優れた農地を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成に資することを目的としています。

三鷹市においても、まちづくりの観点から市全体の都市計画の中での農地の位置づけを明確にし、都市の貴重な緑地空間として、農地の保全を積極的に図るという立場から、地区指定を積極的に行ってきました。

その結果、平成3年の制度の改正もあって平成5年には、190.5haと最大の指定面積となり、農地の82.6%を占めました。その後、農地の減少が続く中で、生産緑地も減少傾向にあります。農地全体に比べて生産緑地の減少面積は少なく、相対的に指定率が高まり、平成28年には91.7%に達しています。

農地と生産緑地指定の推移

年度	農地			生産緑地指定農地			
	面積 [ha]	増減 [ha]	増減率 [%]	面積 [ha]	増減 [ha]	増減率 [%]	指定率 [%]
平成12年	206.6	—	—	179.2	—	—	86.7
平成13年	203.8	-2.8	-1.36	176.1	-3.1	-1.73	86.4
平成14年	199.6	-4.2	-2.06	173.1	-3.0	-1.70	86.7
平成15年	194.1	-5.5	-2.76	169.2	-3.9	-2.25	87.2
平成16年	189.4	-4.7	-2.42	169.2	0.0	0.00	89.3
平成17年	185.5	-3.9	-2.11	165.4	-3.8	-2.25	89.2
平成18年	182.4	-3.1	-1.62	163.7	-1.7	-1.03	89.7
平成19年	179.7	-2.7	-1.48	160.8	-2.9	-1.77	89.5
平成20年	176.6	-3.1	-1.73	158.2	-2.6	-1.62	89.6
平成21年	173.6	-3.0	-1.70	157.3	-0.9	-0.57	90.6
平成22年	171.7	-1.9	-1.09	154.8	-2.5	-1.59	90.2
平成23年	170.0	-1.7	-0.99	153.2	-1.6	-1.03	90.1
平成24年	168.4	-1.6	-0.94	152.2	-1.0	-0.65	90.4
平成25年	166.9	-1.5	-0.89	151.3	-0.9	-0.59	90.7
平成26年	160.8	-6.1	-3.65	146.7	-4.6	-3.04	91.2
平成27年	157.8	-3.0	-1.87	143.5	-3.2	-2.18	90.9
平成28年	153.8	-4.0	-2.53	141.1	-2.4	-1.67	91.7
平成29年	151.3	-2.5	-1.63	138.2	-2.9	-2.06	91.3

農地面積：「三鷹市固定資産概要調書」

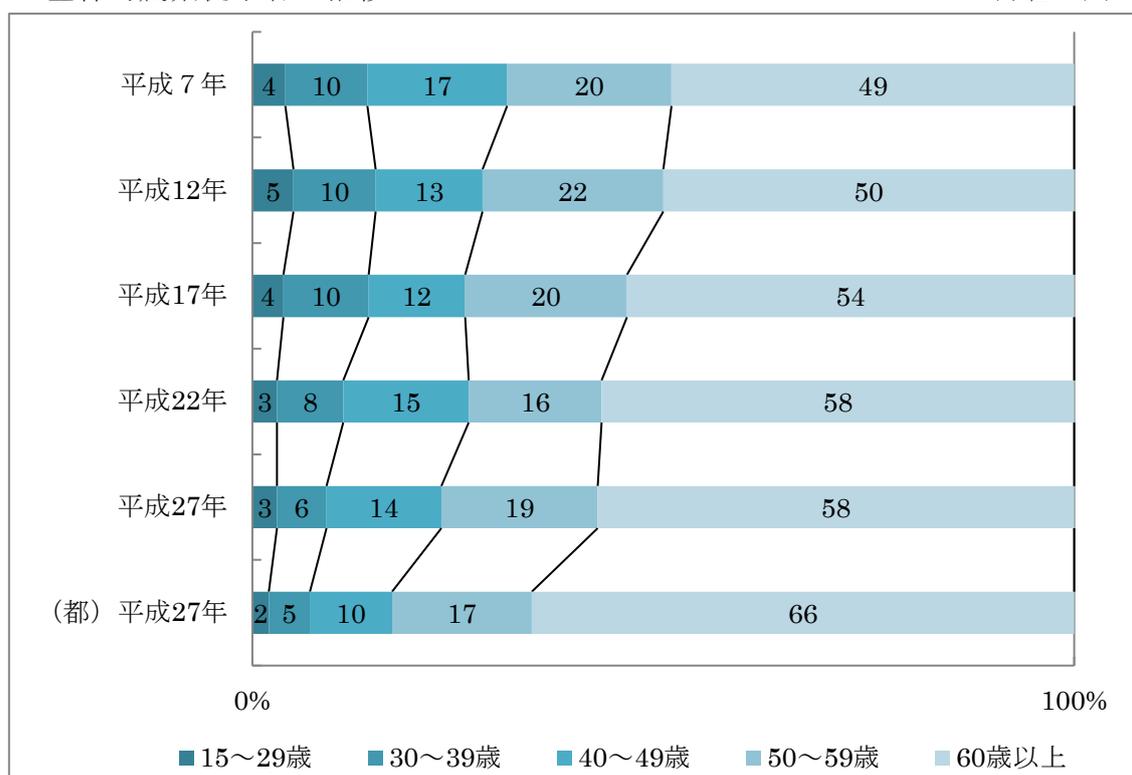
生産緑地指定農地面積：三鷹市都市整備部「事業の概要」

エ 年齢別基幹的農業従事者の割合

基幹的農業従事者では、高齢化の傾向が一層強まり、平成22年には60歳以上が約6割に及ぶ状況になっています。しかし、東京都との比較では、60歳未満の比率が8ポイント高く、30代や40代の若い世代の比率が高いことは、今後の農業を検討する上で重要な要素といえます。

基幹的農業従事者の推移

(単位：%)



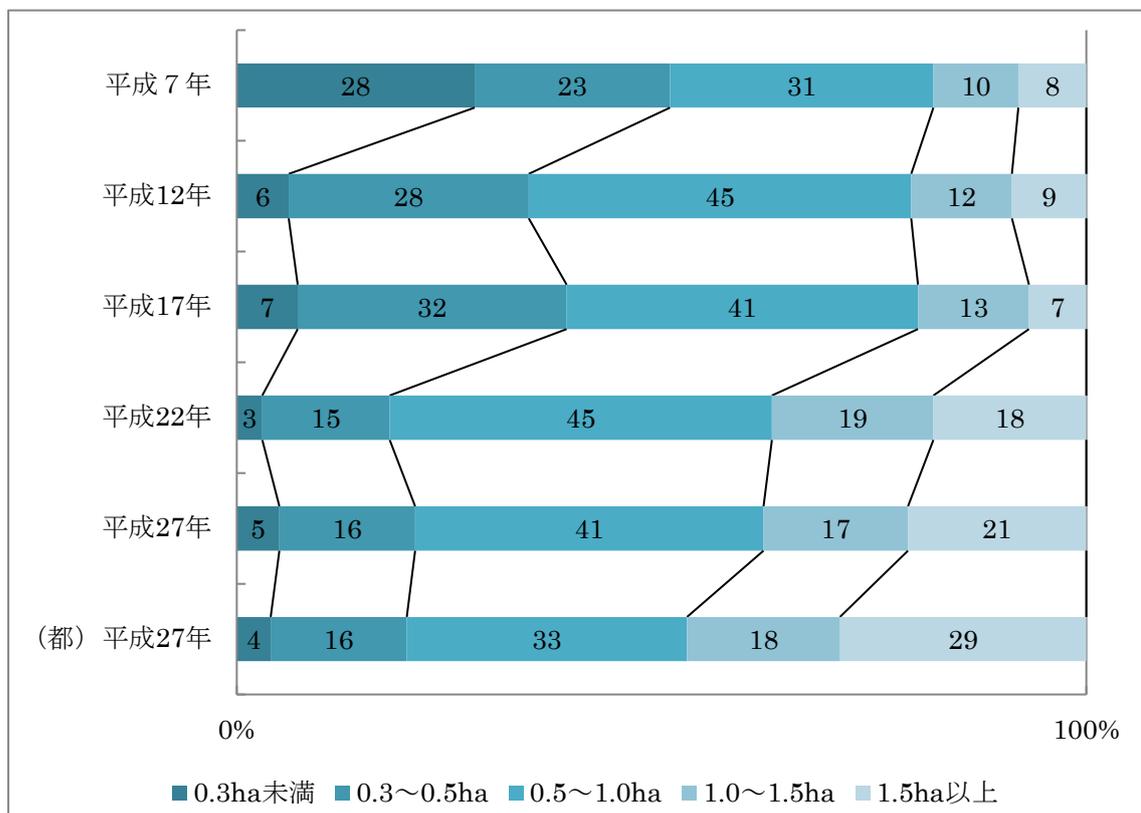
2015年世界農林業センサス「区市町村年齢別基幹的農業従事者数（販売農家）」

オ 経営耕地面積規模別農家数推移

平成17年から27年までの10年間に、0.5ha以上の農家は18ポイント増加しました。平成27年を見ると、0.5ha以上の市内農家の割合は東京都全体と同程度であり、規模的にも安定した農業が継続できる農家が多いといえます。

経営耕地面積規模別農家数の割合

(単位：%)



2015年世界農林業センサス「区市町村経営耕地面積規模別経営体数(農業経営体)」
(平成12年以降は販売農家の数値)

(3) 農業経営改善の状況

農業経営基盤強化促進法に基づく三鷹市認定農業者制度は、平成21年度に導入され、平成31年2月15日現在、68経営体が認定されています。

農家及び認定農業者の数と耕地面積

年 度	農家全体			認定農業者		
	農家戸数	耕地面積 [ha]	1戸当たり面積[a]	経営体数	耕地面積 [a]	1経営体当たり面積 [a]
平成22年	297	161.21	54.28	55	4,583	83.33
平成27年	265	139.94	52.81	58	4,980	85.86

(4) 生産状況

ア 作付面積と生産量

平成28年産の状況では、主要野菜で作付面積が最も多い品目はブロッコリー(11.1ha)で、次いでバレイショ、キャベツ、トウモロコシとなっています。このほかに、果樹でカキ(8.9ha)やキウイフルーツ(8.5ha)も多く作付けされています。

三鷹市の主要野菜の作付面積と生産量(平成28年産)

生産品目	作付面積 (ha)	生産量 (t)	産出額 (百万円)
①ブロッコリー	11.1	82	21
②バレイショ	9.2	138	21
③キャベツ	8.9	280	23
④トウモロコシ	7.2	46	13
⑤エダマメ	6.9	47	38
⑥ダイコン	6.7	203	18
⑦カリフラワー	5.3	81	11

東京都農作物生産状況調査「野菜作付延べ面積順位」

三鷹市の主要果樹の作付面積と生産量(平成28年産)

生産品目	作付面積 (ha)	生産量 (t)	産出額 (百万円)
①カキ	8.9	60	24
②キウイフルーツ	8.5	73	34
③ブルーベリー	7.0	20	50
④クリ	6.2	6	2
⑤ギンナン	5.3	5	12
⑥ブドウ	3.4	26	54

東京都農作物生産状況調査「果樹面積順位」

イ 農業産出額が上位の農産物

平成28年の三鷹市の農業産出額は9億4,800万円であり、東京都全体の3.4%を占めています。品目別では、トマトが1億3,100万円を1位を占め、ぶどう、なす、キウイフルーツ、ブルーベリーが続いています。

農業産出額順位(平成28年産)

区分	農業 産出額 (百万円)	品目別農業産出額構成比 (順位及び比率はグランドカバー類を除き掲載)				
		1位	2位	3位	4位	5位
三鷹市	948	トマト 14%	ブドウ 6%	ナス 6%	キウイ フルーツ 5%	ブルーベリー 4%
東京都	28,276	トマト 11%	コマツナ 7%	日本ナシ 7%	ナス 4%	ハウレンソウ 3%

東京都農作物生産状況調査「農業産出額順位」

ウ 特産品

三鷹市は、ブロッコリー、キャベツ、カリフラワーなどの野菜を中心とした特徴を持つほかに、特産品としてキウイフルーツや銀杏などの栽培が推進されており、今後も加工品の生産などとともにブランド農産物として期待されています。

(5) 流通・販売

ア 市場出荷

市場出荷としては、都内の大田、淀橋等の各市場を中心に出荷しています。

イ 共同直販所・庭先販売等

直売については、共同直販所を3か所設けて、定期的な販売を行っています。また、庭先販売は、自動販売機の設置も含めて市内150か所の農家で行っており、トマト、いちご、ぶどうのもぎとりも行われています。

市民交流型農業施設の現況

種 別	場 所	備 考
共同直販所	三鷹緑化センター直販所	午前9時～午後5時 (定休日/3月・9月末日)
	J A 東京むさし 三鷹駅前支店直販所	毎週土・日曜日 : 午前10時～売り切れ
	井口コミュニティ・センター前	毎週火・金曜日 : 午前10時～売り切れ
庭先販売・自動販売機設置農家	150か所	
農産物もぎとり	いちごのつみとり : 1生産農家 トマトのもぎとり : 1生産農家 ブルーベリーの つみとり : 4生産農家 ぶどうのもぎとり : 9生産農家	5月中旬～6月中旬 6月中旬～8月中旬 7月中旬～8月下旬頃 8月中旬～9月上旬頃

おいしい農畜産物は近所で見つけよう！ 直販マップ

(6) 市民交流

市民が農業に触れる場としては、市民が利用できる市民農園があり、三鷹市が運営する市民農園は下表のとおりです。

この他にも三鷹市では多様な農園が整備、運営されています。

農園は、市民の農業とのふれあいの場であるとともに、農家の農地保全にも重要な役割を果たすものであり、市民、農家が交流しやすい多様な形態を検討していくことが大切です。

農園の整備状況

種 別	設置数	概 要
市民農園 大沢 井口	2 か所	一般市民を対象、市が管理運営 ・区画面積：1区画 約25㎡ ・利用料：年間18,000円（1区画） ・利用期間：3年間 ・募集方法：公募（広報みたかに掲載） ・141区画
市民農園（高齢者向け） 牟礼五丁目 牟礼二丁目 上連雀七丁目第1 上連雀七丁目第3 北野二丁目	5 か所	60歳以上を対象、市が管理運営 ・区画面積：1区画 約10㎡ ・利用料：年間4,000円（1区画） ・利用期間：3年間 ・募集方法：公募（広報みたかに掲載） ・443区画（平成30年4月現在）
ちびっ子農園	1 か所	
学校農園	14か所	

2 三鷹市農業の課題

(1) これまでの取組と課題

これまでに三鷹市が取り組んできた主な農業振興施策と課題は以下のとおりです。

ア 魅力ある都市農業の育成

(ア) 農家、後継者、生産組織の育成

【主な農業施策】

農家の育成と農業経営の安定化のために以下の施策に取り組んできました。

- ① 農業後継者育成支援
- ② 都市農業ブランド化推進
- ③ 優良農地育成
- ④ 各種表彰制度
- ⑤ 農業組織団体補助・育成
- ⑥ 農協青壮年部育成等
- ⑦ 後継者育成（団体事業補助、後継者講習会、先進地視察補助）
- ⑧ 援農ボランティア養成
- ⑨ 認定農業者支援
- ⑩ 農作物獣害防止対策

【課題】

三鷹市は、他市と比較して認定農業者や担い手は多いものの、高齢化が進んでいます。将来の担い手確保と都市農業を市の産業として育成する施策の展開に加えて、生産緑地を選択した農家に企業的な経営を取り入れ、安定した農業所得を確保するための支援策が必要となっています。

また、後継者に対しては、東京都農業後継者育成支援事業が自主運営を行う環境づくりとして行われていますが、市単独事業と併せて充実化を図っていくことも必要となっています。さらに、農地や労働力の少ない副業的農家や女性、高齢農業者に対する営農支援は、農家の労働力確保と農地保全を図る上で重要な課題であり、市民が援農に参加する仕組みや農作業委託などのシステム化が求められています。

(イ) 生産性の向上

【主な農業施策】

農地の高度利用にともない、生産力の低下や病害虫による生産物への影響が現れてきましたが、この対応として生産技術の向上を図るため、農業改良普及センター等の指導により、以下の事業を行ってきました。

- ① 有機質肥料、農薬の使用については、周辺住民の理解と協力が得られるように努めてきました。

- ② トラクター、トレンチャー等の機械導入による土壌改良と省力化を図ってきました。
- ③ 品質、数量、耐病性に優れた優良新品種を検討し導入を図ってきました。
- ④ 土壌病害対策としては、根こぶ病対策、土壌検査及び調査を行ってきました。
- ⑤ 畑地環境整備としては、コナガ対策、防鳥ネット、防薬ネットの整備を実施しました。
- ⑥ ハクビシンやアライグマ等の中型加害獣の捕獲等を実施しました。
- ⑦ 土づくり対策として有機質、厩肥及びワラ導入など行いました。
- ⑧ 果樹の生産技術の向上と販売規格の統一を実施しました。

【課題】

三鷹市の農産物は、市民の食生活に大きく貢献しているため、生産力を高める施策、特にこれまで育成してきた特産物の強化策を図るとともに、新たな付加価値を求めて育成することが必要です。この他、安全な農作物の提供という見地から環境に配慮した農業生産を推進するため、病虫害防除等の栽培技術支援や優良堆肥の確保対策が必要です。

(ウ) 経営の近代化

【主な農業施策】

- ① 経営規模面積の狭小化に対応して、農地の高度利用を推進し、施設を利用した軟弱野菜の周年栽培を促進してきました。
- ② 労働力減少の補充は、機械等の導入によって対応してきました。

【課題】

認定農業者では、農業所得の向上や施設整備への意欲も比較的高い状況があり、これらの意欲ある農家に対する、温室やハウスなど施設設備のさらなる支援方策が望まれています。

(エ) 生産物の流通と価格の安定

【主な農業施策】

- ① 市場流通は、共同出荷が価格安定等に優れているため、その推進強化を図ってきました。
- ② 市場外流通では、野菜等自動販売機を導入し直販体制を拡大発展させてきました。
- ③ 集出荷場の施設整備により、共選共販の作業能率向上と省力化を図ってきました。
- ④ 出荷調整、鮮度保持のため保冷施設の設置の普及を図ってきました。
- ⑤ 特産地育成事業としては以下の研修等を行いました。
 - a 農産物流通対策（直販所運営）

- b 特産地化推進調査研究
- c 有機農法栽培調査研究
- ⑥ 施設運営として集出荷場運営に対する補助を行ってきました。
- ⑦ 果樹の付加価値のため、加工品の推進を図ってきました。

【課題】

市場出荷は個人と共同の場合がありますが、都内の産地としての市場評価を高めることは、三鷹産のブランド化形成の施策の一つです。生産性向上への効率化や都市農業の方向としての有機・低農薬栽培への取り組み意欲は高くなっていますが、その動きを支える高付加価値化や販売戦略との連携が必要な状況にあるといえます。

イ 市民と農とのふれあいの場の提供

(ア) 市民とのふれあいの施策

【主な農業施策】

都市農業は、市民生活に密接に結びつき、市民のよせる期待に応えられるものでなければならぬため、市民が農業を理解できる機会を積極的に設けることとしました。そのために、以下の施策に取り組みました。

- ① 「農業祭」、「都市農業を育てる市民のつどい」、「地元の農産物を利用した料理講習会」、「収穫体験とイモ煮会」、「体験農園」、「広報みたかによる三鷹の農産物と行事の掲載」、「農家の四季コンテスト」などを行い都市農業の広報に努めてきました。
- ② 市と農業者の提携により、農協による共同直販所を開設し、新鮮かつ安全な地場産野菜を供給してきました。
- ③ 市民、児童、生徒が直接土に親しむことにより、農業に対する理解を進める観点から、市民対象の「市民農園」（2か所）、「市民農園（高齢者向け）」（5か所）と、「ちびっこ農園」（1か所）、「学校農園」（14か所）等の利用対象を特定したふれあい農園整備を推進してきました。
- ④ 「農業祭」に市民参加という見地から、品評会に農家以外の市民が出品参加する「家庭菜園コーナー」を設けて品評会の拡大を図ってきました。

【課題】

直接販売では、庭先販売と共同販売など市民と直接ふれあうことのできる販売方法が取られていますが、庭先販売では施設の設置場所等の統一的なPRが施策として必要と考えられています。

(2) 今後の課題

ア 農地の保全と利用の促進

(ア) 都市環境としての農地の保全

これからの農業・農地は、都市における良好な生活環境を構成する重要な要素として明確に位置づけ、都市における身近な農作物の生産地として、また、生活環境保全等に対応できる多面的な機能を有していることを評価し、その保全を重要課題とすることが必要となっています。

(イ) 新制度の活用による農地の保全と活用

農地の保全は、生産緑地地区指定が有効であることから、生産緑地法改正により創設された特定生産緑地制度の周知徹底と更新申請案内の推進及び生産緑地指定基準改正に伴う指定農地の拡充が重要です。また、新たに制定された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用し、営農意欲のある認定農業者等が積極的に営農規模を拡大するための支援も重要です。

(ウ) 税制の問題

相続時には、農家の敷地や施設用地などが宅地評価されることにより、高額な相続税を払わなければならないことが、営農意欲を阻害する大きな要因となっています。また、多くの農家が、今後相続が発生した場合「納税のために農地の大半を売却しなければならず、農業継続は困難になる」と苦悩しています。

宅地化農地の所有者においても農業継続への意欲があり、生産緑地所有者とともに、営農を継続していける支援や農地としての維持を明確にする方策が必要となっています。

(エ) 都市緑地としての期待

三鷹市の農地は90%超が生産緑地に指定されており、都市緑地としての機能発揮が求められています。特に、市街地に残る農地は災害時の緊急避難場所としての期待が高く、東日本大震災の際にも多くの市民が近隣の農地に避難するなど、公園緑地等も含めた防災ネットワークの一環としての保全を検討する必要があります。また、農地は土壌改良や肥料等の散布を必要とし、耕作しない時期もあること等に対して周辺住民の理解を得ながら、その機能を発揮することが大切です。

イ 魅力ある都市農業の育成

(ア) 低農薬・有機栽培と環境

近年、低農薬、有機栽培等の環境保全型農業は、市街地と調和した環境づくりや農産物の安全性を打ち出した都市農業の特徴を活かす方向として位

置づけられています。市民の新鮮で安全な地場農産物への要望も高まっていますが、堆肥の利用等の環境保全型農業への理解を深め、市民と生産者の信頼関係を築くことが大切です。

(イ) 新規就農者の受け入れ

法人化による経営など新しい方向も見られますが、新規就農者はUターンなどの限られた場合のみで、意欲ある者を受け入れにくい状況となっており、制度の見直しが必要です。

(ウ) 市場出荷と直接販売

市場出荷と直接販売（庭先販売及び共同販売）の明確な数量は把握できない状況ですが、生産量、品目によって、それぞれのデメリットが生じています。

市場出荷の場合には、買い取りは確実ですが、生産量が少ない場合や価格が低い場合などでは、市場出荷の経費が負担になる場合があります、共同出荷やブランドづくりが必要です。

直売においては、出荷に関わる経費が削減できる反面、売れ残るなど、安定した販売が確保できない現状があります。そのため、販売時間や品目、量など消費者のニーズに応じた販売体制や品揃えが必要です。

(エ) 共同販売

三鷹緑化センター等の共同直販所は、品目の多様性、量において、庭先の直接販売のデメリットを補う機能を担っています。しかしながら、三鷹産の鮮度や安全性をアピールして販売を増進するためには、まだ不十分な状況にあり、その改善が望まれます。また、グループ共販等多様な販路の拡大を検討することが必要です。

(オ) 消費者への近接性

東京という大消費地を背景に、そのニーズに対応した生產品目や流通・販売のシステムが不十分で、新鮮さや安全性などをアピールできる方策や仕組みづくりが求められています。

ウ 市民と農とのふれあいの場の提供

(ア) 市民農園のあり方

農に最も親しみやすく、土に触れられる市民農園は、市民の要望も高いことから、本市でも整備を進めてきました。しかし、新たな用地買収は財政的にも困難であり、借り上げによる整備も相続時には解消せざるを得ないなどの問題があります。そのため、農業者の経営の一環として行う体験農園など、

農業者が主体となった農園拡大も検討していく必要があります。

(イ) 農業と市民交流方策

農業祭、都市農業を育てる市民のつどい、栽培講習会、農業セミナー、料理レシピの提供など、市民との交流をめざした様々な事業が行われていますが、現状においては要望に対してその機会が少ないことなどの問題があり、農業者との連携などソフト面での対応が重要と考えられます。また、観光農園を活用した観光事業との連携も図る必要があります。

(ウ) 体験学習の場としての利用

子どもや家族で利用できる農園は、農業を通じた自然との関わりや自然学習の格好の場ですが、体験農園等の整備が不十分で早急な整備が必要と考えられます。

(エ) 郷土の風景・景観としての役割

農地は、かつて武蔵野の郷土を形成する重要な要素であり、風景・景観要素としての保全は、今後のまちづくりにとっても重要な課題と考えられます。

(オ) 農業公園の利用促進

市民が三鷹市の農業への理解を深め、農業者との交流を進めるためには、多様な農業体験の場として農業公園の利用を促進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方と施策体系

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

農業は土地という生産財に労働力と資本を投下し、農業生産物を得る産業であることから、農地の立地条件や規模に大きく左右されることとなります。したがって、農業振興のためには、基本的には農地の保全・確保が課題となります。

三鷹市の農地の状況を見ると、市街地に農地が混在する状況にあり、多摩西部の農業振興地域とは違い、住宅や施設など都市的な土地利用との共存が大切になります。また、サラリーマンなどの勤労者を主に多様な市民が存在することから、農業の位置づけについて、市民との共通の認識をもつことも課題です。

このようなことから、基本法第3条に定める基本理念を踏まえ、三鷹市農業の将来像を、農地の確保を図りつつ都市の生活環境と調和しながら市民と理解し合える農業とし、その実現をめざすこととします。また、農業本来の機能である、新鮮で安全な食料の消費者・市民への供給については、ニーズを的確に捉え、促進していきます。そこで以上のことを三鷹市農業の基本理念とし、具体的なテーマを設定していくこととします。

(2) 基本テーマ

本計画の基本テーマは基本理念の方向に沿って、

農のあるまちづくり

 とします。

(3) 施策の方向

ア 農地の保全と活用を促進するとともに、都市農業としての発展を目指し、環境保全型農業や生産性の向上を図り、市民への新鮮で安全な地場農産物の供給に努めます。

イ 市民との連携、市民とともに育つ農業を目標とし、地域とのふれあいを促進します。

ウ 農業振興計画の推進にあたっては、農業者や市民に対する支援体制づくりと、農業者、市民、市及び関係機関が「農のあるまちづくり」を協働で推進する体制の整備を図ります。

2 基本目標

本計画の目標年度となる平成 34（2022）年度における基本目標の項目を以下に示します。

（1）農家戸数

平成 27 年現在の農家数は 265 戸であり、平成 17 年から 27 年までの 10 年間の農家の減少率は 13.4%となっています。一方、専業農家や農家の家族の新規参入は増加する傾向にあり、農業を継続する状況も現れていることから、目標年度における農家数は約 230 戸と設定します。

（2）農用地面積

平成 29 年の農用地面積は 151.3ha であり、平成 19 年から平成 29 年の農用地面積の減少率は、年平均 1.70%となっています。また、平成 24 年から 29 年の 5 年間では年平均 2.11%と農用地の減少率は微増となっています。

農家の農用地保全傾向の強まりや、今後の農用地の果たす役割の重要性を考慮し保全を図るものとして、目標年度における農用地面積は 140ha と設定します。

（3）認定農業者数

認定農業者を目指す農家は、農業継続意向が強く、効率的かつ安定的な経営を行うとともに、経営モデルに該当する所得（300万円以上）を目標とする農家として、目標年度における経営体数は、概ね72経営体と設定します。

（4）認定農業者への農用地の利用の集積に関する目標

ア 認定農業者の農用地の利用の集積に関する目標

認定農業者を目指す農家に対する農用地の利用集積に関する目標は、認定農業者一戸あたりの所有面積 85a とし、目標年度の認定農業者数を 72 経営体として、概ね 61ha、目標年度における農用地面積の目標 140ha より、農地利用集積率の目標は 44%と設定します。

イ 認定農業者が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めることとします。

(5) 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の堅密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく貸借や農作業受委託等の取組を推進します。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、農業者を初めとする関係者と協働し、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を講じます。

(6) 認定農業者の年間労働時間、年間労働力と年間農業所得

年間労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農ボランティアなどの活用により、主たる従事者1人当たりの年間労働時間は、おおむね1,800時間を目標とします。

年間労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本にして、パートタイムを中心とする雇用や援農ボランティアなどの活用も推進します。

年間農業所得は、三鷹市の農業形態に合わせ、三鷹市の農業をリードする経営体として1,000万円、地域の農業経営を担う経営体として600万円、農業の広がりを支える経営体として300万円を目標とします。

(7) 農業経営の改善

農産物の販売では都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に地場流通を促進します。直接販売所数については、平成29年の150か所の維持に努めます。

農業経営は新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、施設や農業機械整備の支援及び臨時雇用、援農ボランティアによる労働力軽減促進、家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

* 認定農業者制度について

1 制度の目的

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の改善に意欲のある農業者を市町村が認定し、関係機関・団体が一体となって応援していこうとするものです。

2 認定農業者

今後、農業を職業として選択していこうとする意欲ある農業者で、農業振興計画で目標としている経営指標を達成できる見込みのある農業者であれば、誰でも認定農業者になることができます。また、一部の先進的農家だけが認定されることはありません。

3 支援の内容

(1) 課税が繰り延べられます。

経営規模を一定以上拡大するか、新たに農業を始めようとする人が、青色申告をする場合は農業用の機械・施設等の減価償却費を割り増しして必要経費に計上することができます。

(2) 有利な資金が借りやすくなります。

スーパーL資金（長期低利の設備資金など〔農地取得、機械・施設購入、負債整理等〕）やスーパーS資金（低利運転資金〔種子代、肥料代等〕）の貸付が受けられます。

(8) 営農類型の設定

営農類型は、三鷹市の農業を担う農業経営体を育成する目標として、農業所得別に以下の経営体モデルを設定します。

ア 三鷹の農業をリードする経営体モデル（所得目標1,000万円）

番号	分類	営農モデル	経営耕地面積[a]	労働力[人]	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	契約出荷、直売、学校給食への出荷を主とする野菜経営	80	3 +雇用等	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目、野菜苗、養蜂	パイプハウス、トラクター、予冷庫
2	植木	緑化木の生産と流通を行う経営	300	3 +雇用等	トキワマンサク、シマトネリコ、アラカシ、サツキ、キンモクセイ	クレーン付きトラック、バックホー、チップパー、パイプハウス
3	果樹野菜	果樹と野菜を組み合わせ合わせた経営	90	3 +雇用等	ブドウ、キウイフルーツ、柑橘類、トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、保冷庫、スピードスプレイア

イ 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標600万円）

番号	分類	営農モデル	経営耕地面積[a]	労働力[人]	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	軟弱野菜の市場出荷を主とする野菜経営	50	3	軟弱野菜	トラクター、耕運機、保冷庫
2	野菜	多品目野菜の直売を主とする野菜経営	60	3	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、保冷庫、管理機
3	野菜	多品目野菜の市場出荷と直売を主とする経営	70	3 +雇用等	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	トラクター、耕運機、保冷庫
4	野菜	多品目野菜の直売と観光農園を組み合わせ合わせた経営	80	3 +雇用等	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー、イチゴ等多品目	パイプハウス、トラクター、保冷庫、管理機
5	植木	緑化木の生産と流通を行う経営	100	3	ハナミズキ、トキワマンサク、モミジ、コニファー類	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、パイプハウス
6	果樹	果樹の生産販売を主とした経営	60	4	キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、ギンナン	パイプハウス、保冷庫、スピードスプレイヤー

7	花卉畜産	花壇苗等花卉と鶏卵との複合経営	90	2 +雇用等	花壇用苗物、鉢花、鶏卵	パイプハウス、トラクター
---	------	-----------------	----	-----------	-------------	--------------

ウ 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）

番号	分類	営農モデル	経営耕地面積[a]	労働力[人]	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	多品目野菜の直売を主とした経営	50	2	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、管理機
2	野菜	多品目野菜の直売を主に市場・学校給食・契約等の出荷を行う経営	60	3	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫
4	野菜	多品目野菜を主に苗物生産や加工品販売等を行う経営	70	3 +雇用等	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目、野菜苗、加工品	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫
5	果樹	果樹の生産販売を主とした経営	50	2 +雇用等	キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、ギンナン	パイプハウス、保冷庫、スピードスプレイヤー
6	果樹	果樹の観光摘み取りを主とした果樹経営	100	2 +雇用等	キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー	パイプハウス、保冷庫、スピードスプレイヤー
7	花卉	花壇苗を主に生産・販売を行う経営	70	3	花壇用苗物、鉢物	パイプハウス、ホイールローダー
8	植木	緑化木の生産と流通を行う経営	70	2 +雇用等	ハナミズキ、トキワマンサク、モミジ、コニファー類	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、パイプハウス
9	植木	緑化木とグランドカバー類の生産と流通を行う経営	90	2 +雇用等	ハナミズキ、トキワマンサク、モミジ、コニファー類、グランドカバー類	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、パイプハウス
10	野菜果樹	野菜と果樹を組み合わせた経営	70	2	ブドウ、キウイフルーツ、トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫
11	植木果樹	緑化木を主に果樹等を組み合わせた経営	70	2	筍、イチジク、柑橘類、コニファー類、庭園樹	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、パイプハウス
12	植木花卉	緑化木と花壇苗の生産の経営	30	2	シャクヤク、コニファー類、グランドカバー類、ハボタン、バラ	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、
13	花卉畜産	切花等花卉と鶏卵との複合経営	60	2 +雇用等	アスター、ガーベラ、宿根草類、鶏卵	パイプハウス、トラクター
14	野菜果樹植木	野菜、果樹、植木を組み合わせた経営	40	2	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目、カキ、キウイフルーツ、ハナミズキ、サザンカ、ツツジ類	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫
15	野菜果樹畜産	野菜・果樹を主に採卵等の畜産を組み合わせた経営	30	2 +雇用等	エダマメ、トウモロコシ、キウイフルーツ、鶏卵	パイプハウス、トラクター

【以上の経営と組み合わせ可能な営農類型】

* 体験農園	10 a 単位	対象市民 1 人当たり 30㎡×25人 入園料等 3 万円(収穫代物代金込み) 農業者は利用者に栽培指導を行う。	70 a	1 人	上下水道設備 農機具物置 休憩用施設 トイレ設備 体験農園看板
--------	---------	--	------	-----	---

* 体験農園：農業者が自ら設置し農業経営として行う市民農園で、利用者はその指導・管理のもとに農作業を体験する。

(9) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

国は、平成35(2023)年度に40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大することを目標に新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標を掲げ、都は、平成35(2023)年度を目標年度とする東京都農業振興基本方針の中で、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を現状の2倍とすることを掲げました。

三鷹市の過去5年間の新規就農者平均は5.2人ですが、平成29年は3人で全て農業後継者となっています。市は農地保全についても、市内農地の約9割を生産緑地地区として指定するなど積極的な取り組みを進めていますが、今後も相続上の事情から農地の減少が続くとともに、市全域が市街化区域のため、制度上、農業への新規参入は見込めない状況にあります。

このことから、三鷹市は、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保については現状を維持し、減らすことのないように努めることを目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた三鷹市の取組

三鷹市は、アで掲げた目標を達成するため、今後も新規就農者を含む市内農業者への支援策の充実を図るよう努めます。また、青年等が安心して農業経営を営めるように、都市農業振興基本法施行以降に制定や改正された都市農地を保全及び都市農業を振興するための法制度の活用を図るとともに、相続等があっても農地が農地として存続できる制度の創設などについて、他市区町村と連携して国等に働きかけていきます。

三鷹市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター(公益財団法人東京都農林水産振興財団)及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能

の充実を図ります。さらに、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センターや東京むさし農業協同組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

ウ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

アで掲げた目標を可能とする農業経営の指標として、現に三鷹市及び周辺自治体で展開している優良事例を踏まえつつ、三鷹市における主要な営農類型については、(8)に示す農業の広がりを支える経営体モデルを指標とします。

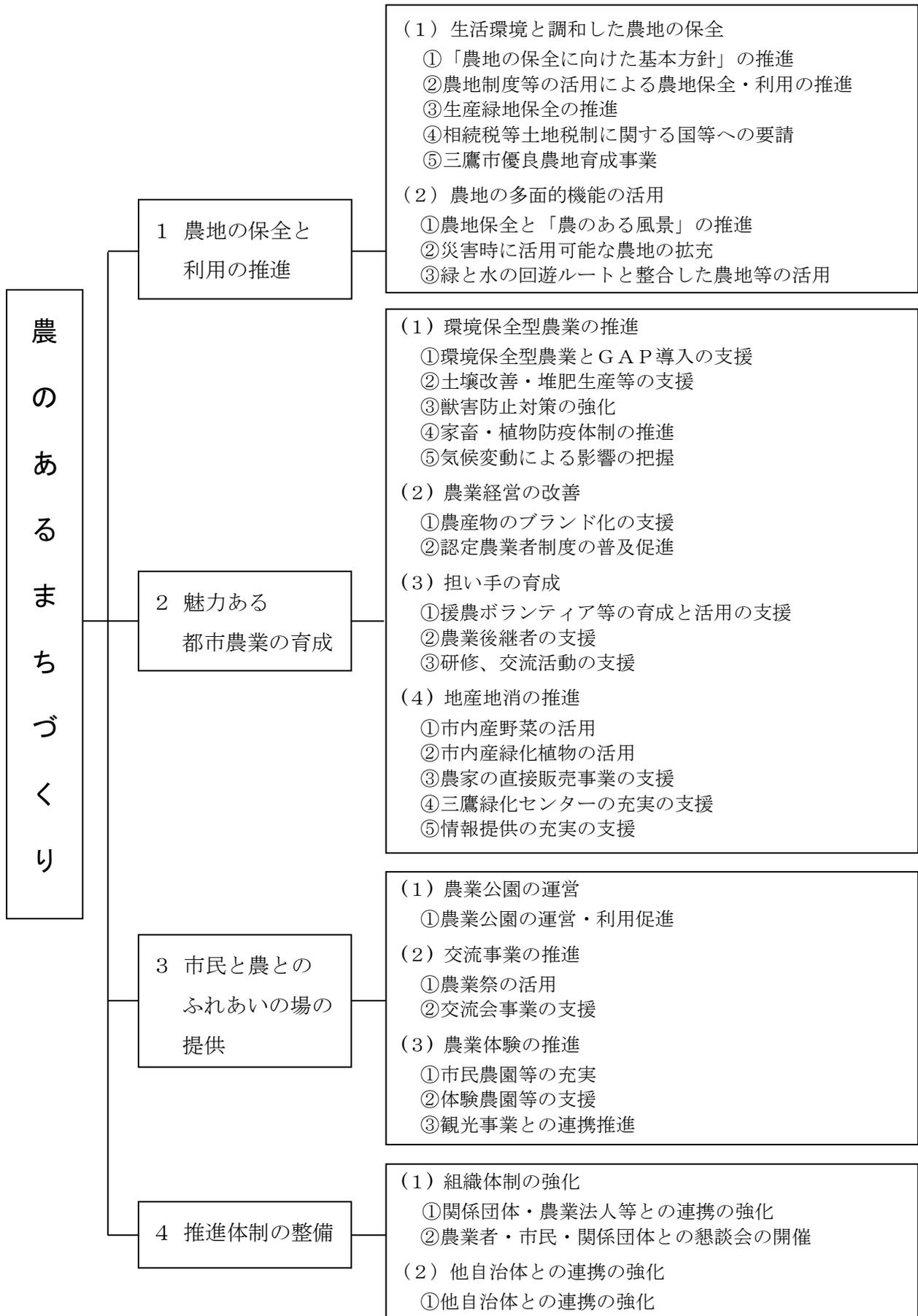
(10) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

三鷹市は全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

(11) 農地利用集積円滑化事業に関する事項

三鷹市は全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

3 農業振興のための施策



第 2 部 各 論

第2部 各論

第1章 農地の保全と利用の推進

1 基本的な考え方

都市の良好な居住環境の保全が求められる中で、今後も活力ある農業生産活動を展開するためには農業の生産基盤である良好な農地を確保するとともに、生産性の高い農業の実現に向けて、農地の保全と活用を推進する必要があります。

生活環境との調和としては、農地をまちづくりの中に位置づけ、長期的な視点に立った計画的な農地の確保・保全対策を講じます。

また、農地の活用を積極的に推進する中で、「三鷹市土地利用総合計画2022（第1次改定）」、「三鷹市緑と水の基本計画2022（第1次改定）」等との連携を図りながら、緑と水を生かしたまちづくりを目指して農業振興を図っていくこととします。

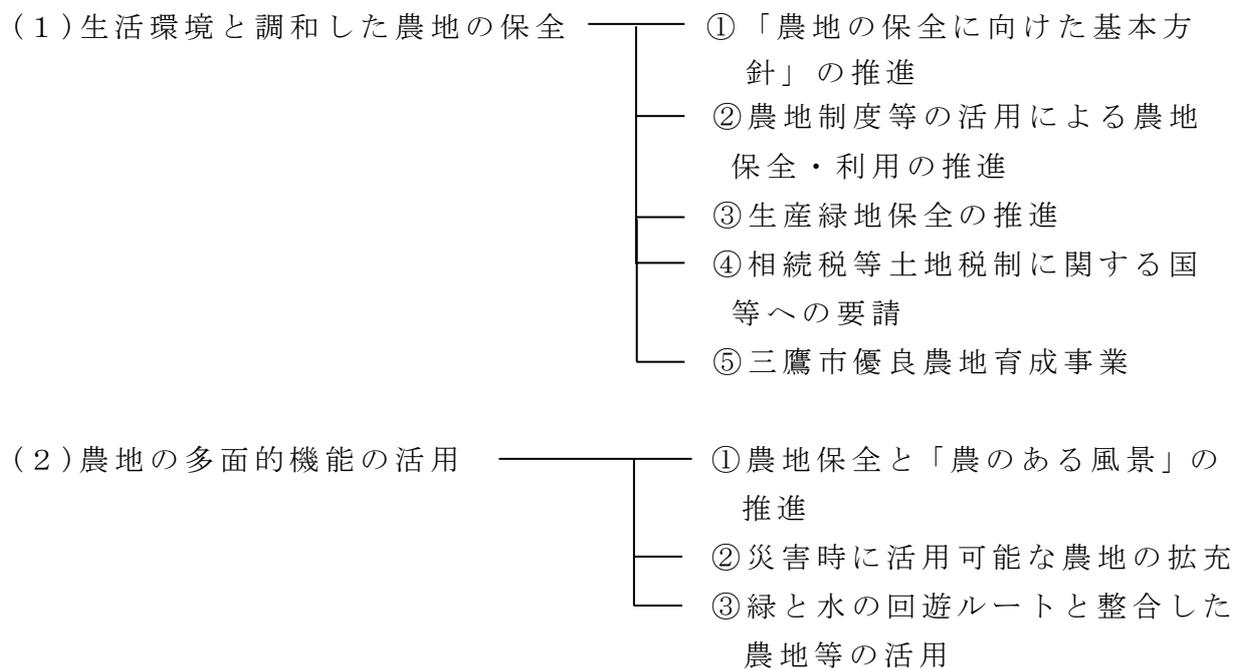
生産緑地については、各種事業等の農業振興施策を実施し、農地の効率的利用による生産性の高い農業をめざしていくとともに、追加申請等による指定地区の増加及び特定生産緑地への更新を推進することとします。土地税制等の国等の農業施策の改善等については農業団体など関係団体と連携を図り、国等へ要請していくこととします。

農業・農地の役割としては、災害時のオープン・スペースとしての機能や身近な自然としての機能などを挙げることができますが、農地を都市の貴重な緑として保全していくことにより、市民の良好な生活環境が維持されることとなります。

また、美しい農業風景やそこで行われる生産活動は都市公園とは違った潤いと安らぎを市民生活に与えることとなります。そこで、都市環境整備事業へ一定の役割を果たすことを目標に、「三鷹市景観づくり計画2022」との整合を図りながら「農のある風景」の推進を図ります。

2 体系図

農地の保全と利用の推進



3 施策の展開

(1) 生活環境と調和した農地の保全

宅地化農地については、農業を一定期間継続する場合には農地の保全を図ることとし、また、転用予定の宅地化農地はまちづくりにその活用を図り、公園や道路事業など都市計画事業との連携を図ります。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	「農地の保全に向けた基本方針」の推進	<p>安全で新鮮な農産物の提供、農地の潤いのある景観、災害時の緊急避難場所、環境教育等、多面的で公益的な都市農地を守るとともに、まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策を進めるため、「農地の保全に向けた基本方針」に基づき、地域のまちづくりに合わせ、農地の保全・活用施策を進めます。</p> <p>また、生産緑地等の農地が多く残る北野地域では、東京外かく環状道路整備事業の影響をできる限り軽減できるよう、北野の里（仮称）の取組みを進め、周辺区域を含め、農地の保全・活用策に積極的に取り組めます。</p>	農家 農協 農業委員会 市 関係団体
②	農地制度等の活用による農地の保全・利用の推進	<p>「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく農地の貸借制度について、制度を適切に運用するとともに、農協と連携して、認定農業者等による農業生産拡大や市民農園拡充等に取り組むなど、農地の保全と利用の推進を図ります。</p> <p>底面を全面コンクリート張りしても農地とみなされる農作物栽培高度化施設の取り扱いについては、法制度の主旨を踏まえ、農地としての有効利用を図ります。</p> <p>また、田園住居地域の活用により、将来的かつ効率的な農業施策の展開に取り組むことを検討します。</p>	農家 農協 市
③	生産緑地保全の推進	<p>都市計画決定の告示後30年経過する生産緑地地区について、新たに創設された買取りの申出の時期を10年延長する「特定生産緑地制度」への着実な移行を図るため、制度の周知徹底に努め、特定生産緑地への指定を働きかけます。</p> <p>また、平成29年12月に策定した「三鷹市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」により、生産緑地地区への指定面積の下限を引き下げるとともに、翌平成30年7月に「三鷹市生産緑地地区指定基本</p>	農家 農協 農業委員会 市

		<p>方針」を見直し、国の方針に基づく一団性要件の緩和に加え、再指定を可能とする改定を行いました。今後も更なる周知及び細やかな制度説明を行うことで、生産緑地地区の指定増加を図るなど、生産緑地を中心とした都市農地保全を推進します。</p>	
④	相続税等土地税制に関する国等への要請	<p>農家における相続の発生は、農地が減少する大きな要因です。手放された農地の多くは宅地化が進んでいます。農地の多面的な役割である緑の提供や災害時の緊急避難場所などの機能を確保し、都市農地の保全と利用の促進を図るため、相続があっても農地が農地のまま存続できる制度の創設などを東京都農業会議や都市農地保全推進自治体協議会と連携し、国等へ要請します。</p>	農家 農協 農業委員会 市
⑤	三鷹市優良農地育成事業	<p>継続的な農業経営により生鮮野菜等の農産物を市民に供給している生産緑地地区内の優良農地の営農者に対し、近代化施設等の導入を支援します。また、都市に調和した農業経営の存続と安定を図るため、今後引き続き事業を継続し、助成内容の充実を図ります。</p>	農家 農協 農業委員会 市 関係団体

(2) 農地の多面的機能の活用

農地は、新鮮で安全な農産物を市民に提供するとともに、防災、自然・緑の景観、環境の保全や浄化など多面的な機能を有し、都市の中で重要な役割を担っています。都市化の進んだ地域ほど多くの機能を持つ農地の役割は大変貴重です。そこで、これら農業の持つ多面的機能を活用し、快適な都市環境の実現をめざすこととします。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	農地保全と「農のある風景」の推進	<p>市街化が進み住宅などが隣接する農地を、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、緑や風景・景観に配慮した良好な住環境と調和できるよう「三鷹市景観づくり計画2022」に基づき、保全・活用します。農地と住宅地が共生できる取組を進め、「農のある風景」づくりを推進します。</p>	農家 農協 市 市民 関係団体

②	災害時に活用可能な農地の拡充	大都市にとって災害に強いまちづくりを進めることは、市民の生命を守るうえで重要な課題となっています。都市の貴重なオープン・スペースである農地を最大限活用していくため、災害時に活用できる農地の拡充に努め、市民が安心して暮らせるまちづくりに貢献していきます。	農家 農協 市民 市民
③	緑と水の回遊ルートと整合した農地等の活用	農のある風景を保全するため、緑と水の回遊ルートと整合した農地の保全・活用を進めます。特に、ふれあいの里周辺については、周辺の農地を連続した緑地空間として一体的に保全・活用し、地域との交流を促進します。	市 市民 関係団体

第2章 魅力ある都市農業の育成

1 基本的な考え方

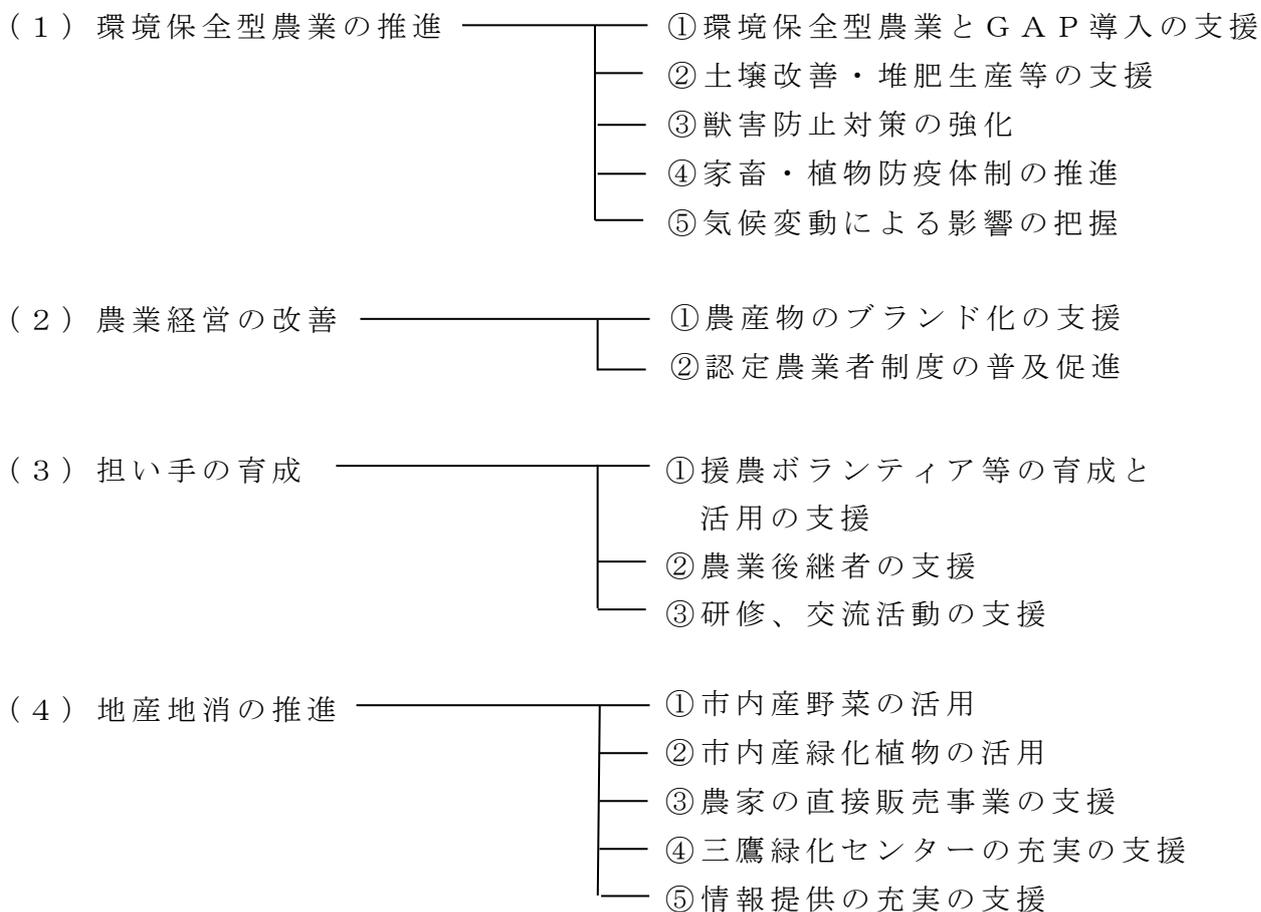
魅力ある都市農業の育成に向け、また、産業としての将来展望がもてる企業の経営の実現をめざして、環境保全型農業を推進し、地域に貢献する地域密着型の農業づくりを進めます。さらに、消費者のニーズにあった農産物の供給、地域の農産物のブランド化事業、農業生産性を高め安全な農産物の生産につながる土づくりなどを進めます。

都市農業を魅力あるものとするため、意欲的に取り組む農業従事者に対しその経営改善の支援を行うとともに、農業の持続性を確保するため担い手の育成事業などを推進することとします。担い手の育成事業としては、新規就農者への支援、後継者の育成、援農ボランティアの支援、認定農業者の認定と支援、女性農業者の育成などを図ります。

市内産の農産物をより多くの消費者に提供するため、消費者が簡単に手にすることができる直売など流通・販売の新しい手法の工夫に努めます。

2 体系図

魅力ある都市農業の育成



3 施策の展開

(1) 環境保全型農業の推進

健康や安全を重視した消費者の食傾向や環境意識の向上を踏まえ、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しながら、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮する環境保全型農業を推進します。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	環境保全型農業とGAP導入の支援	化学肥料・化学合成農薬の使用低減及び地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動である環境保全型農業による、生活環境と調和した農地の活用や農産物の提供を支援するとともに、東京都と連携してGAPの普及を図ります。また、消費者のニーズに対応した環境保全型農業の農産物の生産や商品価値の高い商品の販路拡大を検討します。	農家 農協 市 関係団体
②	土壌改善・堆肥生産等の支援	夏果菜病害対策、根こぶ病対策及び土壌検査などの土壌病害対策を支援します。 また、市内関係機関等が協働して取り組む馬糞や落葉等の地域資源を原材料とした良質な堆肥の生産及び利活用を支援するなど、都市農業の振興を推進します。	農家 農協 市 市民 関係団体
③	獣害防止対策の強化	野生鳥獣による農産物被害が年々増加していることから、農産物被害を抑制するため、農協と協働し、ハクビシンやアライグマ等の加害獣捕獲処分及び啓発活動等の対策を行います。	農家 農協 市
④	家畜・植物防疫体制の推進	近年、都内でも高病原性鳥インフルエンザに感染した死亡野鳥個体が発見されていることから家きんや人への感染を予防するため、東京都等の関係機関・団体と連携し、家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合に備え体制整備を行います。 また、植物防疫については、必要に応じて、国や東京都のほかJA等関係機関と連携して検討します。	農家 農協 市 東京都 関係団体

⑤	気候変動による影響の把握	農業生産は、一般的に気候変動の影響を受けやすく、生育障害や品質低下、さらに病害虫被害拡大の可能性が指摘されているため、農協等の関係機関と協力し、農産物の栽培時期や適正な品種選択などの気候変動に適応するための情報の収集及び提供を推進します。	農家 農協 市 東京都
---	--------------	---	----------------------

(2) 農業経営の改善

東京という大消費地の中に立地している三鷹の農業の優位性を活かし、地域の消費者、市民ニーズを的確に把握して、生産品目の特徴づけや地域ブランド化を促進し、新鮮で安全な地域密着型農業づくりをめざします。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	農産物のブランド化の支援	農商工の連携による生販一体型である※6次産業化や東京都と連携した施設整備を進め、農産物の品質と付加価値を高め、三鷹産農産物のブランドの向上と流通の拡大を促進します。	農家 農協 市 市民 関係団体
②	認定農業者制度の普及促進	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を利用し、経営改善に意欲的に取り組む農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を達成するための支援を農業委員会、東京都、農協等との協働により行い農業経営の向上を図ります。また、認定農業者への支援として、三鷹市優良農地育成事業の周知を図り認定農業者の増加に努めるとともに、平成30年に設立した三鷹市認定農業者連絡組織への支援及び関係機関と協働した農業経営の強化を推進します。	農家 農協 農業委員会 市 東京都 関係団体

※6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

1次産業×2次産業×3次産業＝6次産業ということで名づけられた。

<例> トマト生産組合（生産者）が生産したトマトをトマトクッキー・ケーキ・ジュースに加工をして、これを直売所に出荷し販売する。

(3) 担い手の育成

農業の発展のためには、地域農業をリードする意欲的な担い手の確保・育成が必要です。このため、こうした農業者を確保・育成するための支援策を講じていきます。また、新たな職業として農業を希望する定年退職者や中高年離職者を地域農業の一翼を担う農業者の担い手として確保し、その定着を図ることとします。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	援農ボランティア等の育成と活用の支援	農業関係機関等との協働により、農業者と市民との交流を図りながら、市民を農業ボランティアとして養成し、農家の労働力不足解消など、援農ボランティアの活躍の場の拡大を図るとともに、指導者の育成を進め、新鮮で良質な農産物の普及を図ります。また、農業関係機関からの情報提供を図り、就農や農業関係学校で学ぶ機会の拡大等を支援します。	農家 農協 市 市民 関係団体
②	農業後継者の支援	東京都及び農業委員会で実施している農業後継者に対する表彰制度を継続し、後継者の農業意欲の向上を図ります。 また、東京農業の担い手の確保・育成を目的に東京都が平成28年度に創設した東京都指導農業士制度について、市内農業後継者の育成の充実を図るため、認定申請を推奨するとともに、東京都と連携し指導農業士の活動の場の提供を図ります。	農家 農協 農業委員会 市 東京都 関係団体
③	研修、交流活動の支援	農業後継者を育成し、労働力の確保と長期的にわたる農業の振興を図るため、農業後継者団体の研修活動や交流活動の助成などを行い、後継者組織と市民団体との交流を通じ、農業塾を開設するなど将来の営農を見通した、地域に根づいた農業の担い手の育成に努めます。 また、女性、高齢農業者が積極的な活動を通じて地域農業に貢献できるよう、グループ活動などに対する支援を行います。	農家 農協 市 市民 関係団体

(4) 地産地消の推進

農家の庭先販売所や共同直販所を核に、市内で生産された農産物を市民が消費する「地産地消」を推進していきます。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	市内産野菜の活用	市内産の季節の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより、新鮮でおいしい給食を提供するとともに、食育の推進や地産地消を促すものとして、農協との連携を図りながら、市内産野菜の学校給食への活用を推進し、利用率の向上をめざします。	農家 農協 教育委員会 市 市民 関係団体
②	市内産緑化植物の活用	市では誕生記念樹配布事業において市内産苗木の利用を図っていますが、さらなる活用を図るため市民及び民間事業者等が行う市内の緑化事業にあたっては、市内農地で生産された緑化植物の利用を推奨し、生産と利用の両面から、潤いのある緑の創出を推進します。	農家 農協 市 市民 関係団体
③	農家の直接販売事業の支援	市内で生産された農産物を市民が安心して購入できるよう、農業者と消費者を直接繋げる直接販売事業を進め、市場の多様なニーズの把握や高付加価値化・ブランド化による農業者の安定的な販売事業を支援します。市民への庭先販売所の情報提供を支援し、新たな売り先の拡大や農業者の収益確保につながる取組を推進します。	農家 農協 市 市民
④	三鷹緑化センターの充実の支援	三鷹緑化センターは、市内の緑化推進に向けて緑を提供するとともに市内産野菜の販売など市民生活に大きな貢献をしています。生産者である農家の販売基地として出店者会と農協の協力のもと運営されています。今後は、市内産農畜産物への理解と利用拡大を図るとともに、利用者がより増加するように施設のPRなど、市民への周知に協力していきます。	農家 農協 市 市民
⑤	情報提供の充実の支援	市民に農業情報を提供するために各種パンフレットや直販マップを作成し、市民に配布していますが、CATVの活用やホームページなど、各種メディアの積極的な利用を進めるとともに、三鷹緑化センターを通じて、市民に情報提供を行います。	農家 農協 市 市民 関係団体

第3章 市民と農とのふれあいの場の提供

1 基本的な考え方

農とのふれあいの機会を求めている市民の期待に応え、ふるさととして愛着のもてる「農のあるまち」を目指して、伝統ある農の文化を継承し、農業を通じて地域との交流を促進します。

具体的には、農業祭の活用、農家との交流、市民が農業・農地について学び、体験し、交流できる農業公園の機能の充実、体験農園等を通じた交流などの実現をめざします。

2 体系図

市民と農とのふれあいの場の提供



3 施策の展開

(1) 農業公園の運営

市民が農業について学び、体験し、交流できる総合的な拠点として整備された農業公園の機能を充実させ、市民の利用を促進していきます。

農業公園の機能の充実に当たっては、農業公園で行われている実習農園や各種講習会事業が、体験農園や市民農園、援農ボランティア事業など、さまざま農業施策と連携し、効果的な事業展開ができるようにするため、農業公園を核とした「農のあるまちづくり」の推進方策の検討を進めます。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	農業公園の運営・利用促進	緑化推進の拠点である農業公園の交流機能の充実を図るため、農業公園運営懇談会の開催や指定管理者による実習農園、ガーデニングエリア等における野菜づくりやガーデニングの講習会、農作物生産の実習体験などを進めます。また、農業を通じた市民同士の新たなコミュニティづくりや農業体験、教育の場づくりとなるよう活用を促進します。	農家 農協 市民 関係団体

(2) 交流事業の推進

都市化された住環境の中で市民が農業とふれあう機会を提供し、市民と農業者との交流を推進していきます。

また、これらの交流を通じて、市民のニーズを把握するとともに、農業情報を積極的に提供し、都市農業の役割について市民の理解が深まるよう努めます。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	農業祭の活用	農業祭については、今後もさらなる工夫を凝らし、三鷹産の農産物の消費拡大・品質の向上をめざすとともに、市民・農業者の交流の場としてその充実を図ります。	農家 農協 農業委員会 市民 関係団体

②	交流会事業の支援	<p>市民が農業を理解し、生産者と消費者の信頼を深めるため、「都市農業を育てる市民のつどい」等農作物の収穫体験などの市民が農と触れ合う事業を実施するとともに、住民協議会との連携を強化し、情報の共有化を図ります。</p> <p>また、三鷹緑化センターでの技術指導や定期的な講習会の実施を支援し、消費者ニーズの把握や相互理解のために、生産者と消費者が交流する組織づくりを検討します。</p>	農家 農協 市民 関係団体
---	----------	---	------------------------

(3) 農業体験の推進

市民に理解され、信頼される都市農業を展開するため、農業者と市民・消費者との交流・農業とのふれあいの場となる市民農園・体験農園等の取組を推進していきます。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	市民農園等の充実	貸出区画で耕作から収穫まで一連の野菜づくりを行う市民農園について、平成28年度から市民農園（高齢者向け）とともに充実を図ります。また、多くの市民が利用できるよう、地域的にバランスのよい配置をめざし、新たな農園の確保に努めます。	農家 農協 市民 関係団体
②	体験農園等の支援	本格的に農業の技術を学び、農作業を通じ農家との交流を深めたいという新たなニーズに応えるため、農家が農業経営の一環として行う体験農園の整備を支援します。	農家 農協 市民 関係団体
③	観光事業との連携推進	観光資源として観光農園をとらえ、みたか都市観光協会との連携や、ブランド化や三鷹産農産物を使った6次産業への展開等に向けた農商工の連携を図ります。	農家 農協 市民 関係団体

第4章 推進体制の整備

1 基本的な考え方

農業は、地域産業の重要な構成要素であり、都市の機能としてその発展が課題となっています。そのため、農業者の自主性・自助努力を尊重しながら、生産環境などについて行政が側面から積極的に支援していくことが必要です。

また、農業者、農協などの農業団体、農業委員会、三鷹市及び市民がそれぞれの役割分担を明確にしながらか相互の連携を強化していくことが求められています。

三鷹市の農業振興を積極的に推進してきた三鷹市農業協同組合が平成10年に合併し、東京むさし農業協同組合として強固な組織と経営基盤を確立しました。同組合は「地域の人々とともに自然環境を守り、健康で豊かな『農』を基にしたまちづくり」を経営理念にすえ、組合運営を進めてきました。

今後は、多様化する組合員の要求に適切に対応し、また、組合員の営農と生活の安定向上を図り、さらに地域に対しても主体的に貢献することをめざしています。

従って、三鷹市としては、農協と十分協議を行い、地域の農業振興に今後も積極的な役割を果たすよう要請するとともに、他自治体とも連携を図りながら、本計画を推進していきます。

2 体系図

推進体制の整備

- (1) 組織体制の強化
- ① 関係団体・農業法人等との連携の強化
 - ② 農業者・市民・関係団体との懇談会の開催
- (2) 他自治体との連携の強化
- ① 他自治体との連携の強化

3 施策の展開

(1) 組織体制の強化

本計画の実現に向けて、農業者、農業団体、農業委員会、市及び市民が一体となって推進していく体制づくりをめざします。

特に本計画と関連する市の施策との連携を重視しながら進めていくとともに、農業委員会、農協とは、連携を強化し、役割分担を明確にしながら事業の推進を図ります。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	関係団体・農業法人等との連携の強化	農地の保全や農業の担い手の育成・確保などの農業経営の強化、市民ボランティアの活用に対する支援、市民の都市農業への啓発活動等を、農協、農業法人株式会社三鷹ファーム、公益財団法人東京都農林水産振興財団等関連団体等と連携して農業の振興に繋がる取組を進めます。	農家 農協 農業委員会 市 東京都 関係団体
②	農業者・市民・関係団体との懇談会の開催	計画を具体化するために、農業者、農業団体、行政、市民、消費者団体、市民団体等が定期的に意見交換を行う懇談会を開催し、協働による取組を推進します。	農家 農協 農業委員会 市 市民 関係団体

(2) 他自治体との連携の強化

都市農業の課題の解決に当たっては、単独の市の力だけでは限界があります。そこで、都市農地の保全に向け活動する自治体や、東京むさし農業協同組合管内5市（三鷹市含む。）との連携のもと、課題解決を図っていくこととします。

No	事業名	主な事業内容	推進主体
①	他自治体との連携の強化	土地税制や都市計画制度の見直しなど都市農地保全推進自治体協議会（三鷹市を含む38市区町で構成）や、東京むさし農業協同組合管内（三鷹市含む。）5市との連携を図りながら、引き続き国等へ強力に要請していきます。	農家 農協 農業委員会 市 東京都 関係団体

三鷹市農業振興計画2022（第3次改定）

平成24年3月 発行

平成26年9月 一部改定

平成28年3月 一部改定

平成31年3月 一部改定

編集 三鷹市生活環境部生活経済課
三鷹市野崎一丁目1番1号
電話0422-45-1151